

生徒が主体的に学ぶことをめざした政治学習の工夫

山形県白鷹町立東中学校 小口久智

1 はじめに

これまで、公民的分野の学習は、地理的分野や歴史的分野にくらべて、学習内容や学習項目の構成上の理由から、一過性の学習や抽象的な学習に陥りやすい傾向があると指摘されてきた。

そのためか、今春から実施されている新学習指導要領では、公民的分野の目標(2)において、「個人と社会のかかわり」を重視することが挙げられている。これは、従来の概念的知識の押しつけに終始していた知識偏重の公民的分野の学習から脱却するために、自分との「かかわり」を通して、さまざまな社会事象を身近な存在として理解させることが、有効な手だての一つとなる可能性があるからと考えられる。

また、今回の学習指導要領の改訂では、「国際社会において主体的に生きる日本人としての資質や能力を広い視野に立った社会認識を通して育成する」ために、①内容の厳選、②学び方を学ぶ学習の充実、③自ら学び自ら考える力の育成が重要視されている。社会の変化に対応するためには、これまで以上に、調べ方や学び方、見方や考え方を学ぶことができるような授業を工夫していくことが求められているといえる。

ここでは、このような学習指導要領の改訂の主旨を考慮した上で計画した実践プランを紹介することにした。題材は「4章 国の政治を知ろう」における国会に関する学習場面での事例である。

2 授業計画の事例

(1) 「政治と法」に関する学習

～「かかわり」によるアプローチ

政治学習の導入となるこの学習では、生徒にとって関係の薄い存在である「法律」が、実は身近な存在であることに気づかせることが生徒の意欲を高めるために重要となる。

そこで、まず、教科書の挿し絵「①生活のなかの法律」にある物や行為が関係する法律をクイズ形式で出題する。もちろん、この時、教科書は見ないように指示する。また、正確な法律名でなく、それらしいユニークな法律名が出てきても、取り上げるようにする。ただし、そう考えた根拠だけはきちんと答えさせるようにしたい。

ひと通り答えが出てきたら、教科書で答えを確認する。しかし、これだけでは、生徒の生活が、法律に囲まれていることに驚く段階までにはまだいたらないだろう。



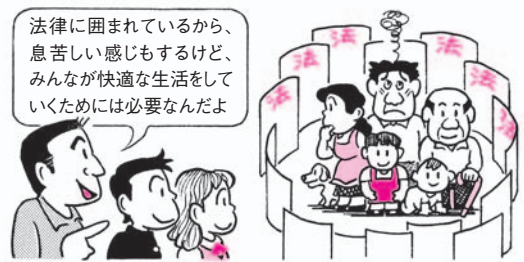
そこで、今度は、「年齢と法律」について調べさせることを通して、人が生まれてから死ぬまでにどのような法律とかわることになるかを考えさせる。授業の中で、調べる時間を確保することはむずかしいため、事前に課題プリントを配布し、本で調べたり、家族に聞いたりして予習させておくようにする。また、確認のための資料としては、帝国書院『中学生の公民(最新版)指導書』p.236や、<http://www.osu.ac.jp/~kuramoch/Hogaku/Nenrei.html>などを用いる。

こうした「かかわり」を意識した学習を行った後、「私たちの生活になぜ、『法』が必要なのか?」という学習課題の追究を通して、法のはたす役割と「法による支配」の意味をとらえさせるようにする。そして、このような「さまざまな『法律』はどこで、どのような手順でつくられるのか?」という新たな疑問に導いていく。

(2)「国会の仕事」に関する学習～新聞記事を使った資料活用力の育成

「さまざまな『法律』は、どこでつくられるのか?」という問いに対する答えは、小学校段階での既習事項をもとに、多くの生徒は容易に用意できるだろう。また、立法権をもつ唯一の機関が国会であることを理解している生徒も多い。しかし、その話し合いの手順は、中学校3年生段階でもブラックボックスのままである。

このブラックボックスの中身を明らかにするために、これまで私が行ってきた授業は、教科書p.138②法律ができるまで～国会の流れ～(衆議院



先議の場合)」にあるような図を使っての知識注入型の授業であった。

そこで、これまでの授業形態を反省し、授業の流れを再考してみた。

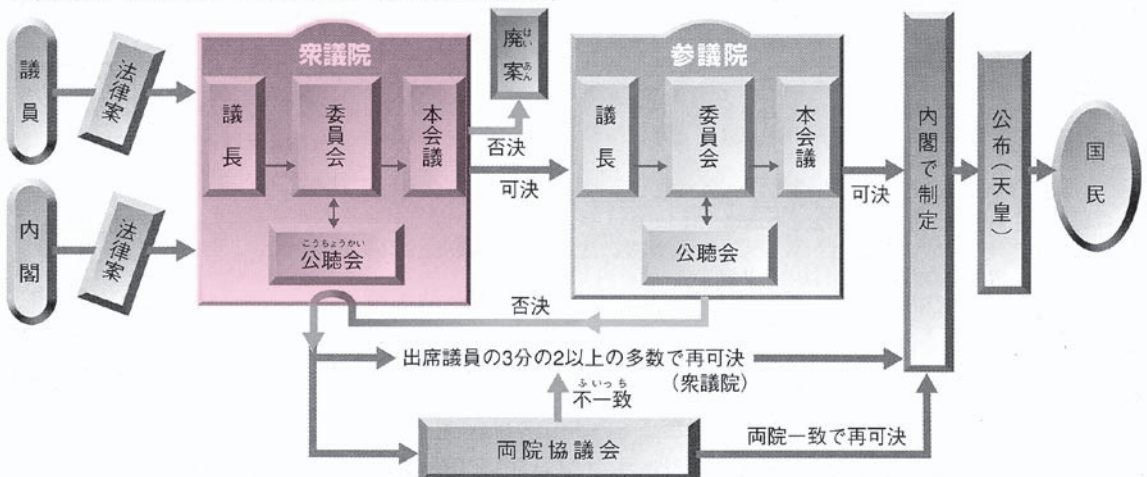
まず、先に示した「さまざまな『法律』は、どこで、どのような手順でつくられるのか?」という新たな学習課題を追究する活動を仕組むことにした。「どこで」という問いに対しては一問一答式で答えが出てくるので、それだけでは授業は盛り上がり欠け、生徒の学習意欲は高まらない。

そこで、1回の国会に審議される法律案の数をクイズ形式で出題する。法案数は、http://www.shugiin.go.jp/itdb_main.nsf/html/index_gian.htmなどで調べることができる。

また、新聞などに掲載される法案成立率なども生徒の興味を導く資料として活用することも考えられる。

それから、「さまざまな『法律』は、どのような手順でつくられるのか?」という学習課題を追究させる。もちろん、追究資料として教科書p.138の図②を用いることはできないため、この資料は検証資料として用いることにする。

▼② 法律ができるまで～国会の流れ～(衆議院先議の場合)



帝国書院『中学生の公民(最新版)』p.138

それでは、追究のための資料をどこに求めるのか。当初は、新聞そのものを使うことを考えたが、資料の量が膨大になりすぎる危険性があったため、各新聞社が毎月発行している新聞縮刷版を用いることを考えた。

国会の会期中、新聞各紙には、法案成立の過程を告げる記事が掲載される。生徒は、そうした記事を、縮刷版の中から探し、時系列的に整理する作業を行うことを通して、学習課題に対する答えを自分なりにまとめていくことになる。

しかし、生徒一人ひとりに新聞縮刷版を与えても、途方にくれるだけということが予想される。

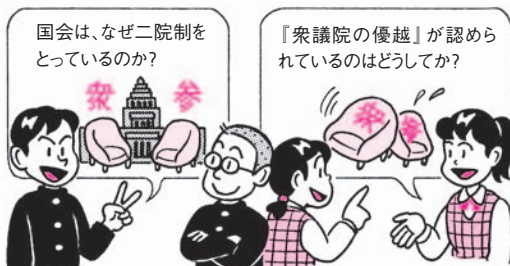
そこで、あらかじめ教師側で、いくつかの法案を選択しておき、数人のグループをつくり、共同作業で行うようにさせる。その際、縮刷版をそのまま配布するのではなく、その審議過程に関する記事が掲載されているページに付箋などを貼った形で与えるようにしたい。

また、国会で成立した法律を告げる新聞記事に「議員立法」と「政府提出」という語句があることに注目させ、法律案を提出できるのが「議員」と「内閣」であることを類推させるようにする。

グループごとに、課題に対する考えをまとめ、互いに発表しあった後で、教科書p.138の図②を用いて、学習課題の検証を行うことで、国会審議の進め方がより確実に理解されることが期待できる。

その後、会議のルールや国会のおもな仕事について整理する学習を仕組んでいく。

そして、そこから、さらに新たな学習課題を設定し、学習を深めていくようにする。



国会に関する学習の最後に、国会審議のルールを自分との「かかわり」を中心に理解した内容を再構成させるために、学級のルールづくりを題材にした模擬国会を準備させ、実際に話し合いを実

施する。

3 おわりに

抽象的な公民的分野学習にしないためには、生徒と社会の「かかわり」を通して学習を仕組むことと、生徒の立場に立った問いからスタートし、その問いに対する答えを新たな生徒の問いに重層的につなげていくことがたいせつだと思う。また、社会の変化に対応する学習となるためには、授業の中で、いかにして資料を適切に収集、選択、処理、活用することについて学ばせ、資料に基づいて考察させるかを工夫することが重要であると考え。

そこで、今回は、政治学習の導入場面における二つの実践プランを考えてみたが、時間的にはかなり厳しい。

さらに内容を厳選し、一過性の学習や抽象的な学習と批判されないような公民的分野の学習プランを開発するために、今後も、実践を通じた検討を重ねていかなくてはならない。